船舶事故調査報告書

令和５年１月２５日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　佐　藤　雄　二（部会長）
委　　員　　田　村　兼　吉
委　　員　　岡　本　満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和３年４月１日　０６時５０分ごろ
発生場所	宮城県塩竈市寒風沢島南方沖 塩釜小浜Ｂ防波堤灯台から真方位０７９°２.０海里（Ｍ）付近 （概位　北緯３８°１８.７′　東経１４１°０７.８′）
事故の概要	漁船栄丸は、養殖施設に引っ掛かった網の除去作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和４年７月５日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	漁船　栄丸、１.３トン ＭＧ３―３１７５９（漁船登録番号）、個人所有 ７.９４ｍ（Lr）×２.０７ｍ×０.７２ｍ、ＦＲＰ ガソリン機関、８４.６０kW、平成１２年５月２９日 第２１０―５４８５５号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長　５７歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５５年６月２０日 免許証交付日　平成２９年５月１０日 （令和４年５月２１日まで有効）
死傷者等	重傷　１人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風　ほとんどなし、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、かき養殖施設の撤去に伴い、同施設の撤去作業の準備としてアンカーロープに付着したわかめ等の除去作業を行う目的で、令和３年４月１日０６時００分ごろ、寒風沢島南方沖のかき養殖施設に向けて塩竈市朴島南部にある係留地を出港した。 船長は、０６時１０分ごろ、かき養殖施設に到着し、同施設のアンカーロープに左舷着けしたところ、流れてきた網がアンカーロープに引っ掛かっていたので、網を船内に取り込むこととし、棒状となった

	網を左舷船首方に設置したローラを介し、ウインチを使用して時計回りに３回巻き付けた後、巻き上げを開始した。 　船長は、０６時５０分ごろ、海面下に網の末端のオレンジ色のボンデンと旗竿（ざお）が見えてきたので、その状況を確認しようと、船縁から身を乗り出し、稼働中のウインチ及びローラに覆い被さる姿勢となったところ、着用していた救命胴衣の下端の紐がウインチに巻き込まれた。 　船長は、下端の紐に引っ張られたことにより、身体が下方に引っ張られながら右回りに回転して左腕がウインチに巻き込まれ、身体が仰向けとなって救命胴衣の右肩部分がローラに引っ掛かり、ウインチは回転するものの、網が静止状態となり、そのまま、仰向けで拘束された状態となった。 　船長は、０７時１０分ごろ、左足の踵（かかと）でウインチのスイッチを切り、家族に負傷した旨を携帯電話で連絡して朴島の係留地に自力で入港した後、救急船及びドクターヘリで仙台市内の病院に搬送された。 　船長は、左腕割創等により、数回の手術を受け、令和５年１月現在も通院加療中である。 （付図１　事故発生場所概略図、写真１　本船、写真２　前部甲板上の機器の設置及び本事故発生直前の船長の姿勢の状況　参照）
その他の事項	船長は、本事故後、引っ掛かっていた網が、寒風沢島西方海域で操業するしらうお漁の網であり、これまで、同島南方海域に流れてくることはなかったので、網の目や大きさに問題があって流れてきたのではないかと思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	 あり なし なし 　本船は、寒風沢島南方沖において、かき養殖施設に引っ掛かった網の除去作業中、船長が、救命胴衣の下端の紐が垂れた状態で、海面下の揚網中の網の状態を確認した際、稼働中のウインチ及びローラに覆い被さる姿勢をとったことから、救命胴衣の下端の紐がウインチに巻き込まれ、身体が下方に引っ張られながら右回りに回転して左腕がウインチに巻き込まれて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、寒風沢島南方沖において、かき養殖施設に引っ掛かった網の除去作業中、船長が、救命胴衣の下端の紐が垂れた状態で、海面下の揚網中の網の状態を確認した際、稼働中のウインチ及びローラに覆い被さる姿勢をとったため、救命胴衣の下端の紐が網に巻き込まれ、身体が下方に引っ張られながら右回りに回転して左腕がウインチに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	られる。 ・漁船の乗組員は、救命胴衣を着用する際、紐等が垂れた状態にしないこと。 ・漁船の乗組員は、駆動しているウインチ等に注意して覆い被さるような姿勢をとらないこと。

付図１　事故発生場所概略図

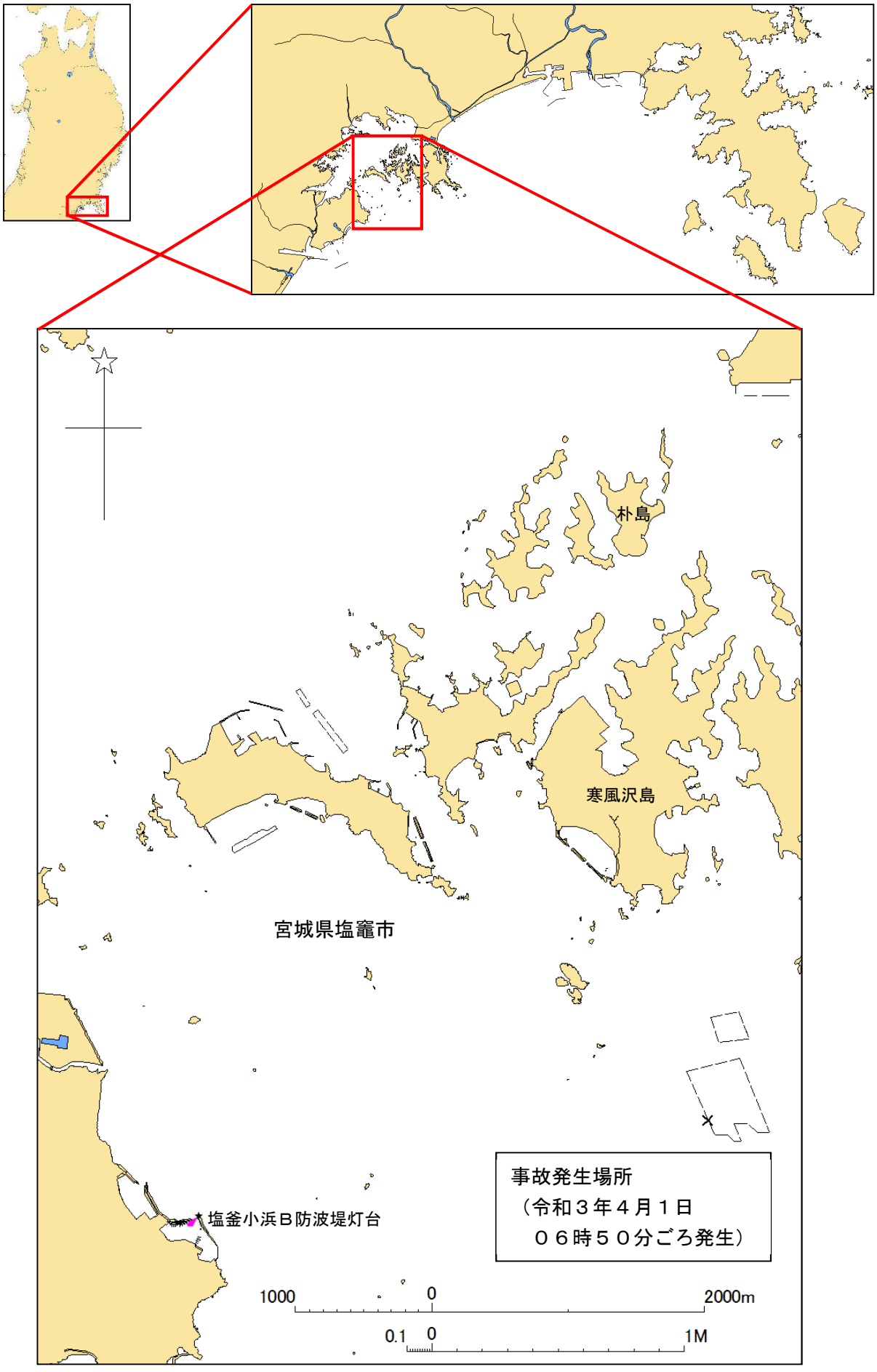

写真１　本船

写真２　前部甲板上の機器の設置及び本事故発生直前の船長の姿勢の状況